

平成二十八年一月二十六日受領
答 弁 第 五 九 号

内閣衆質一九〇第五九号

平成二十八年一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員山井和則君提出基礎年金部分を株式運用する海外の事例の有無に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出基礎年金部分を株式運用する海外の事例の有無に関する質問に対する答弁書

一及び二について

国によって年金制度は様々であり、御指摘の「基礎年金部分」の意味するところが必ずしも明らかではないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。